

公募型随意契約公告（大規模災害復旧工事）

下記の大規模災害復旧工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成24年 1月 6日

福島県相馬港湾建設事務所長 山内 正臣

1 工事概要

工事番号	11-41390-0044	
工事名	港湾災害復旧工事(岸壁)	
工事場所	相馬市原釜地内（相馬港 2-2・2-3バース）	
工事概要	2号ふ頭岸壁 矢板岸壁工 L=347.0m	
完成期限	平成25年3月25日限り	
予定価格	※※※円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
近接調整	該当	・該当する場合は、この工事は他の工事の近接工事であり、当該工事の施工者が落札した場合は、請負契約締結後において間接工事費等の調整をする。
施工形態	・この工事については、単体企業又は特定建設工事共同企業体での施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事実績 過去15年以内 港湾・漁港・海岸工事 (船舶を使用した工事)		・元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のも）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上		・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。

技術者の工事経験 該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
JR近接工事 該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者又は3者であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及び構成員共通の資格要件を満たす者1者又は2者の組合せであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	<ul style="list-style-type: none"> ・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。 		
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	県内		
	企業の工事实績	・2(1)単体企業の場合と同じ（※代表構成員に限らない）	
	過去15年以内 港湾・漁港・海岸工事 (船舶を使用した工事)		
	企業の工事規模実績	・2(1)単体企業の場合と同じ（※代表構成員に限らない）	
	過去15年以内 100,000千円以上		
	技術者の工事経験	・2(1)単体企業の場合と同じ（※代表構成員に限らない）	
該当なし			
JR近接工事	・2(1)単体企業の場合と同じ		
該当なし			
構成員共通の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	
本店または支店・営業所の所在地	・県内とは、福島県内に本店を有する者、又は福島県内に委任先である支店・営業所を有する者であること。		
県内			

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の 閲覧等	平成24年1月6日(金)～ 平成24年1月20日(金)	相馬市中村字塚ノ町65-16 相馬市振興ビル7階 福島県相馬港湾建設事務所総務課
設計図書等の 質問	平成24年1月6日(金)～ 平成24年1月13日(金)	相馬市中村字塚ノ町65-16 相馬市振興ビル7階 福島県相馬港湾建設事務所総務課 電話番号 0244-36-5029 ファクシミリ 0244-36-5034 電子メール souma.kouwan@pref.fukushima.jp
質問の 回答予定	平成24年1月17日(火)	福島県相馬港湾建設事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成24年1月23日(月) 午後1時30分	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 相馬市中村一丁目5-4 相馬市生涯学習会館 2階会議室 ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)」第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

8 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県相馬港湾建設事務所総務課

電話番号 0244-36-5029

ファクシミリ 0244-36-5034

電子メール souma.kouwan@pref.fukushima.jp

〈参 考〉 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
(1) <u>見積書</u>
(2) 「企業の工事規模実績」確認のための <u>資格確認書 (様式第1号)</u> ※ 資格確認書に内容確認のための書類を添付すること。
(3) 代理人による場合は、 <u>委任状</u>